

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第13号

定例監査の結果について

令和2年12月18日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 後藤 道夫

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 長谷川 由美子

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の規定に従い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

(別紙)

定例監査報告書

第1 監査の種類

定例監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

第2 監査実施年月日

令和2年11月2日（月）～令和2年12月18日（金）

第3 監査の対象

令和2年度上半期（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に執行された事務（特定個人情報保護に係る事務を含む。）を対象とする。

ただし、必要があると認めたと過年度に執行された事務を含む。

第4 監査の方法

事務局職員立会いの下、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

第5 監査の結果

令和2年度上半期分における事務処理については、法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。